

## 浄化槽清掃業許可証

平成27年3月18日付で申請のあった浄化槽清掃業について、  
浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第4項の規定に基づ  
き下記のとおり許可します。

平成27年3月18日

恵庭市長 原 田



### 記

許 可 番 号	第2号
営業所の所在地	恵庭市白樺町1丁目18番5号
名 称	嘉屋興業株式会社
取扱廃棄物の種類	浄化槽汚泥
営 業 区 域	恵庭市内全域
許 可 期 間	平成27年4月1日～平成29年3月31日
許 可 条 件	浄化槽汚泥の収集、清掃及び運搬に限る